

# 鳥取県土木工事共通仕様書の改定の概要について

令和7年2月  
鳥取県土木整備部技術企画課

## 1 共通仕様書特記事項の改定

○国交省が各地方整備局で独自の仕様を『地方整備局 運用』として作成しているのと同様に、県独自部分を可能な限り『鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項』としてとりまとめ、県独自部分を明確にし、国交省仕様書との統一化を図ることとしている。

### (1) 鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項

○中国地方整備局の最新の運用に準じた改定、県の最新の通知等を反映した改定を行った。

#### 【県独自基準で改定する項目】

現行の編章	改定概要
第1編 共通編 第1章 総則	● 建設資機材の使用について県土整備部リサイクル製品使用基準の内容を追加

#### 【中国地方整備局の運用に準じて特記事項に追加する項目】

現行の編章	特記事項に移行する項目
第1編 共通編 第1章 総則	● コリنز（CORINS）への登録に係る、テクリス（TECRIS）番号の登録の取扱いを明示 ● デジタル工事写真の小黑板情報電子化について、項番号との読み間違い及び他の「対象工事」との混同・混乱を解消 ● 建設工事における公益占用物件等への事故対策に係る、項番号との読み間違いを解消 ● 建設工事における公益占用物件等への事故対策に係る、事前調査報告書と切断等事故防止対策計画書は、実態を考慮し、同じタイミングで提出するよう見直し ● UAV等を使用する際の安全面への配慮について、安全基準(案)の年月修正
第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート	● 許容塩化物量に係る全国版の項番号との重複を解消 ● コンクリートの耐久性向上施策に係る項番号との読み間違いを解消
第6編 河川編 第4章 水門	● 品質証明資料の提出に係る標準品アスファルト混合物以外の特注品の取扱いを明示
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤	● 残存型枠（外壁兼用型）工に係る、項番号との読み間違いを解消
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部工	● 落橋防止装置工に係る、項番号との読み間違いを解消

## 2 国交省仕様書に準じた仕様書の改正

- 国交省仕様書の改正に伴う見直しのほか、受注者が作成する工事書類の削減を図るため県独自基準の一部を国交省に準じて廃止。
- 現行仕様書は、令和6年4月1日以降調達公告の工事から適用され、その後、国交省仕様書が令和6年3月に改定を行ったため、この改定に併せて最新の仕様書の改定を行った。

### (1) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した仕様

#### 【国交省仕様書に合わせて追加・見直した項目】

編章節	見直し概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-19 建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬出したときは、速やかに搬入元に「受領書の交付」をしなければならない。</li> <li>● 7 受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、土壤汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法等の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認する規定を追加</li> <li>● また、確認結果を「再生資源利用促進計画に添付」し、工事現場で公衆の見やすい場所に掲げる規定を追加。</li> </ul>
1-1-1-33 交通安全管理 1-1-1-35 諸法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託する時は、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対し法令等に基づき通知する記述を追加</li> <li>● 9 受注者は、「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出する規定を追加</li> <li>● 5 諸法令の改定に伴い修正</li> <li>● 14 諸法令の改定に伴い修正</li> <li>● 諸法令の改定に伴い修正</li> </ul>
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 1-3-1-0 適用規定 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文献の発行に伴い修正</li> </ul>
第5節 現場練りコンクリート 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第6節 運搬・打設 1-3-6-9 養生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 諸基準類の改定に伴い修正</li> <li>● 諸法令の改定に伴い「表 1-3-3」の名称の変更</li> </ul>
第7節 鉄筋工 1-3-7-3 加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 文献の発行に伴い修正</li> </ul>
第9節 暑中コンクリート 1-3-9-2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第10節 寒中コンクリート 1-3-10-2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 (1) 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第12節 水中コンクリート 1-3-12-2 施工 1-3-12-3 海水の作用を受ける コンクリートコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7 諸基準類の改定に伴い修正</li> <li>● 1 諸基準類の改定に伴い修正</li> <li>● 2 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第13節 水中不分離性コンクリート 1-3-13-3 コンクリートの製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 (1) 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-2-3-1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 JISの改定に伴い修正</li> </ul>
第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-1 一般事項 2-2-6-3 混和材料 2-2-6-4 コンクリート用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 諸基準類の改定に伴い修正</li> <li>● 5 文献の発行に伴い修正</li> <li>● 1 JISの改定に伴い修正</li> </ul>
第8節 瀝青材料 2-2-8-3 再生用添加剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諸基準類の改定に伴い修正</li> </ul>
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 3-2-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文献の発行年月日及び発行に伴う修正</li> </ul>
第3節 共通的工種 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁 組立工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 文献の発行に伴う修正</li> </ul>
第6節 一般舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗 装工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 条文削除により「表3-2-32 (1)」を「表3-2-32」に番号修正</li> <li>● 6 「表3-2-32 (2)」を削除</li> </ul>
第17節 植栽維持工 3-2-17-2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 諸法令の改定に伴い修正</li> </ul>
第6編 河川編 第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 6-3-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文献の発行年月に伴う修正</li> </ul>
第6編 河川編 第5章 堰 第1節 適用 6-5-1-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 文献の発行に伴い修正</li> </ul>

編章節	見直し概要
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準 8-1-2-0	● 文献の発行に伴い修正
第9編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準 9-1-2-0	● 文献の発行に伴い修正
第4節 ダムコンクリート工 9-1-4-5 材料の分量	● 2 諸基準類の改定に伴い修正
第10編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 10-2-2-0	● 文献の発行に伴い修正
第4節 舗装工 10-2-4-10 材料の分量	● 4 初期養生の規定の表現を修正
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 10-3-2-0	● 文献の発行に伴い修正
第10編 道路編 第7章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準 10-7-2-0	● 文献の発行に伴い修正
第10編 道路編 第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1 一般事項	● 7 表現修正

項目見出し	現行	改定後	改定理由																																																																				
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	<b>表1-3-2 計量値の許容差</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<b>表1-3-2 計量値の許容差</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準の改定に伴う																																												
材料の種類	最大値 (%)																																																																						
水	1																																																																						
セメント	1																																																																						
骨材	3																																																																						
混和材	2※																																																																						
混和剤	3																																																																						
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																						
水	1																																																																						
セメント	1																																																																						
骨材	3																																																																						
混和材	2※																																																																						
混和剤	3																																																																						
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第6節 運搬・打設 1-3-6-9 養生	<b>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table> (注) 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間は、養生材料の種類による。	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	5日	5℃以上	9日	12日	7日	<b>表1-3-3 コンクリートの温度別養生期間の目安</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> ※15℃より低い場合は、試験に切り替える。 (注) 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間は、養生材料の種類による。	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	7日	9日	12日	12日	※	諸基準の改定に伴う																												
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント	早強ポルトランドセメント																																																																				
15℃以上	5日	7日	3日																																																																				
10℃以上	7日	9日	5日																																																																				
5℃以上	9日	12日	7日																																																																				
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																		
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																																		
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																																		
5℃以上	7日	9日	12日	12日	※																																																																		
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第10節 寒中コンクリート 1-3-10-3 養生	<b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度別養生期間</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類</th> <th rowspan="2">養生期間</th> <th colspan="4">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 十分な養生期間を確保する</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>(2) 十分に養生期間を確保する</td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(3) 十分に養生期間を確保する</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>(4) 十分に養生期間を確保する</td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類	養生期間	セメントの種類				普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント	(1) 十分な養生期間を確保する	5℃	9日	5日	12日	12日	(2) 十分に養生期間を確保する	10℃	7日	4日	9日	9日	(3) 十分に養生期間を確保する	5℃	4日	3日	5日	5日	(4) 十分に養生期間を確保する	10℃	3日	2日	4日	4日	<b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度別養生期間</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類</th> <th rowspan="2">養生期間</th> <th colspan="4">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 十分な養生期間を確保する</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>(2) 十分に養生期間を確保する</td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(3) 十分に養生期間を確保する</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>(4) 十分に養生期間を確保する</td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類	養生期間	セメントの種類				普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント	(1) 十分な養生期間を確保する	5℃	9日	5日	12日	12日	(2) 十分に養生期間を確保する	10℃	7日	4日	9日	9日	(3) 十分に養生期間を確保する	5℃	4日	3日	5日	5日	(4) 十分に養生期間を確保する	10℃	3日	2日	4日	4日	諸基準の改定に伴う
5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類	養生期間			セメントの種類																																																																			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント																																																																		
(1) 十分な養生期間を確保する	5℃	9日	5日	12日	12日																																																																		
(2) 十分に養生期間を確保する	10℃	7日	4日	9日	9日																																																																		
(3) 十分に養生期間を確保する	5℃	4日	3日	5日	5日																																																																		
(4) 十分に養生期間を確保する	10℃	3日	2日	4日	4日																																																																		
5℃以上の温度範囲養生を行った後の養生期間を定める養生材料の種類	養生期間	セメントの種類																																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント	中熱ポルトランドセメント																																																																		
(1) 十分な養生期間を確保する	5℃	9日	5日	12日	12日																																																																		
(2) 十分に養生期間を確保する	10℃	7日	4日	9日	9日																																																																		
(3) 十分に養生期間を確保する	5℃	4日	3日	5日	5日																																																																		
(4) 十分に養生期間を確保する	10℃	3日	2日	4日	4日																																																																		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	<b>表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">アスファルト系 (ゴム入り)</th> <th colspan="2">ゴム系高弾性型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>1次プライマー</th> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>80分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="4">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="4">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> [注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例: コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。	項目	アスファルト系 (ゴム入り)		ゴム系高弾性型		試験方法	溶剤型	1次プライマー	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1	耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1	<b>表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">アスファルト系 (ゴム入り)</th> <th colspan="2">ゴム系高弾性型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>1次プライマー</th> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>80分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="4">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="4">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> [注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例: コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。	項目	アスファルト系 (ゴム入り)		ゴム系高弾性型		試験方法	溶剤型	1次プライマー	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1	耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1	条文追加による番号の修正				
項目	アスファルト系 (ゴム入り)		ゴム系高弾性型		試験方法																																																																		
	溶剤型	1次プライマー	1次プライマー	2次プライマー																																																																			
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																			
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1, 2 *2																																																																			
作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																		
耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																		
項目	アスファルト系 (ゴム入り)		ゴム系高弾性型		試験方法																																																																		
	溶剤型	1次プライマー	1次プライマー	2次プライマー																																																																			
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																			
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1, 2 *2																																																																			
作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																		
耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	<b>表3-2-32 (2) シート高弾性防水層 (張り貼り型、加熱溶着型、常温熱溶着型) の品質</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃) 分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> [注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。 [注] 高弾性防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による。	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (20℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1		表3-2-32 (2) の削除																																											
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																																			
指触乾燥時間 (20℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																			
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2																																																																			
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																																			
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																																			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工 (共通) 3-2-14-2 植生工			現場実装との整合																																																																				